

令和 6 年 11 月 28 日

北区自治協議会委員推薦会議の検討状況について

北区自治協議会委員推薦会議
座長 阿部 勝幸

令和 7 年度から 2 年間の任期である第 10 期北区自治協議会委員選考に向け、委員の構成団体等や公募委員の募集・評価方法について同会議において検討し、11 月 13 日に下記のとおり決定いたしましたので報告します。

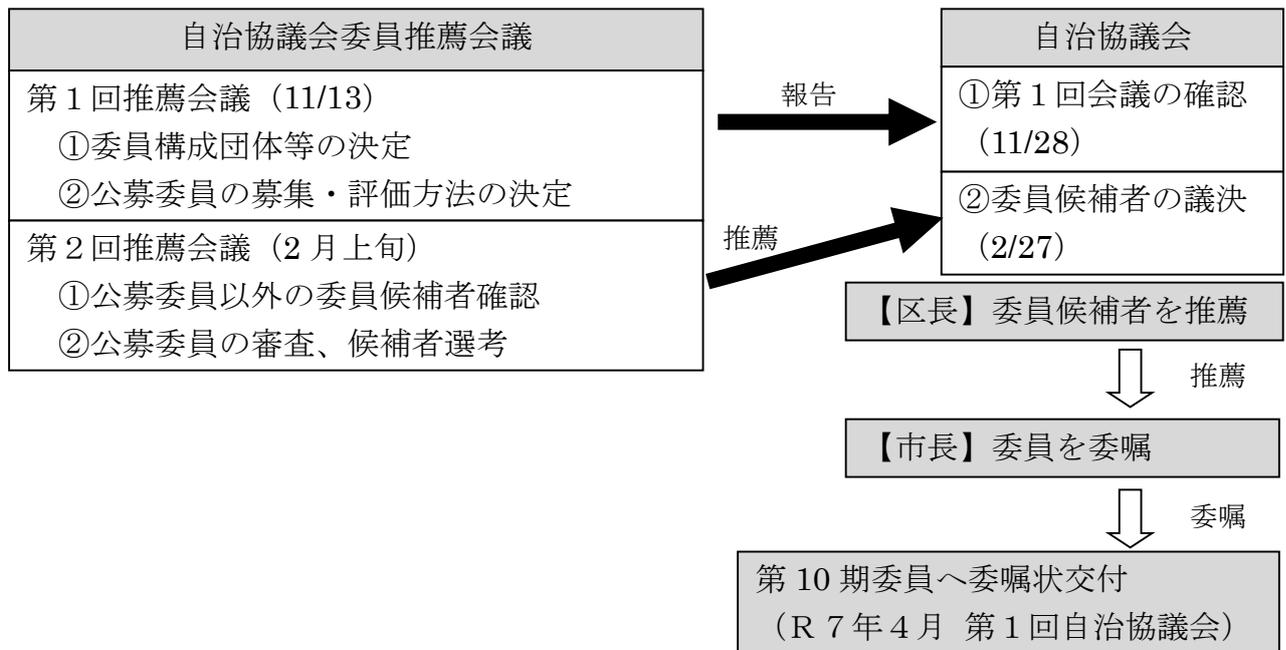
1) 第 10 期北区自治協議会委員構成団体等について (資料 2-3 参照)

- ・現「区ビジョンまちづくり計画」で定める「若い力を活かし、地域の大学などと連携を深めながら、住み続けたいなるまちを目指す」という方針などにに基づき、委員構成の見直しを行う。
- ・各団体への推薦依頼の際は、女性委員や若い世代の候補者選出について配慮をお願いする。※市が「女性委員割合 45%以上」とすることを目標としている。

2) 委員の公募の選考方法について (資料 3-1 参照)

- ・公募委員の募集・評価方法は、第 9 期と同様とすることとする。

※参考 北区自治協議会委員推薦会議の役割と北区自治協議会との関係



3) 北区自治協議会委員推薦会議 会議概要

第1回北区自治協議会委員推薦会議	
開催日時	令和6年11月13日(火) 午前10時半～11時
会場	北区役所3階 302会議室
参加委員	出席 <small>(順不同・敬称略)</small> ◎座長、阿部 勝幸○座長代理 諏訪 俊章、 飛鳥井 俊晴、恩田 文雄、佐藤 康子、横山 由美、 小林 幸子、横山 由美
	欠席 菊地 徹、寺山 則雄、日下 美穂子
事務局	副区長、地域総務課職員3人
内容	<p>1) 委員推薦会議(役割・スケジュール等)について 事務局より資料1-1及び1-2にもとづき説明がありました。 [主な意見] 特になし</p> <p>2) 第10期委員改選にかかる検討について 事務局より資料2-1、2-2及び2-3にもとづき説明がありました。 ①現「区ビジョンまちづくり計画」で定める「若い力を活かし、地域の大学などと連携を深めながら、住み続けたくなるまちを目指す」という方針などにに基づき、委員構成の見直しを行う。 →新潟市北地区老人クラブ連合会、にいがた北青年会議所からの選出を見送り、新潟食料農業大学へ委員選出を依頼する。 (いずれの団体も内諾をいただいている) ②各団体への推薦依頼の際は、女性委員候補者の選出について配慮をお願いします。 ③第3号委員として、伊藤委員の後任をNPO法人森の会 藤田 絵実様に依頼し、内諾をいただいた。また、同じく3号委員の遠藤委員も任期終了の期であるが、後任の校長職経験者が見つからず、委員継続を内諾いただいた。 [主な意見] 特になし</p> <p>3) 委員の公募について 公募委員の募集・評価方法は、第9期と同様とする。 作文テーマ「区自治協議会委員に応募する動機(取り組みたいこと)」 [主な意見] ・作文で経験を聞いてしまうと、応募できる人の幅が狭まるため、自治協委員を志す動機を聞いた方が適切に審査できると思う。</p>

資料 1-1

推薦会議の役割について

具体的な検討項目

- ・委員の全体構成の検討
- ・第2号選出団体の選考
- ・第3号委員中公募によるものの公募方法の決定及び応募者の選考
- ・選考した団体及び委員候補者の自治協議会への推薦

※このほか任期中の委員の辞任等に伴う補欠委員候補者の検討及び選考

参考条文等

新潟市区自治協議会条例施行規則(抄)

(推薦会議)

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

北区自治協議会委員推薦会議運営要綱(抄)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議の構成員は（以下「構成員」という。）北区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちからそれぞれ2人を選出する。

3 （略）

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号に該当する構成員は自号の団体及び委員の選考、また、同項第3号のうち公募委員は公募委員の選考に関する議決には加わらないものとする。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（役割）

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。 以下略

第10期北区自治協議会委員改選スケジュール(案)

資料 1-2

時期(予定)	自治協議会	推薦会議	事務局
11月13日 推薦会議①		基本的な進め方・スケジュールについて 委員数・委員構成の検討 公募方法の決定(作文テーマの決定)	
11月28日 第7回自治協議会	推薦会議から報告		各団体等へ推薦依頼(公募委員以外)(12/2) 公募開始(区役所だより等)(12/1)
1月上旬		公募委員審査資料を推薦委員へ事前送付	公募委員募集締切(1/10) 各団体からの委員推薦締切(1/15)
2月上旬 推薦会議②		公募以外の委員候補者を確認 公募委員の審査(書類)	
2月20日 総務部会	推薦会議の結果報告		
2月27日 第11回自治協議会	推薦会議の結果を審議、承認		
			全委員候補者の市長への推薦手続き

※推薦会議は必要に応じて適宜開催し、決定事項を区自治協議会へ報告する。

資料 2-1

(参考)

委員区分及び住所要件について

委員区分	種別	再任回数 (最長任期) ※原則	団体所在地 要件	委員住所要件
第1号委員 (地域コミュニティ協議会等 からの選出者)	地域コミュニティ協議会	2回(6年)※	区内	-
	複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織			
第2号委員 (公共的団体等 からの選出者)	法人	1回(4年)※		区内
	法人格のない社団			
第3号委員 (区長が必要と 認めた者)	公共的団体等の従たる事務所・支店から選出された委員	1回(4年)	区内	
	有識者等			
	公募による者			区内

※ただし、他の者に替えがたいと認められる1号または2号委員は、選出団体や委員資格が異なる場合は、4年または6年を越えて5期10年まで再任することもできる。

資料 2 - 2

新男女第 701 号
新民協第 307 号
令和 6 年 11 月 1 日

各区長 様

市民生活部長
(担当 男女共同参画課)
(担当 市民協働課)

区自治協議会における女性委員比率の向上について（依頼）

日頃、男女共同参画の推進につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本市の審議会等委員の選任におきましては、新潟市男女共同参画推進条例の基本理念「男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること」を受け、第4次男女共同参画行動計画において、令和7年度までに「女性委員割合45%以上」とすることを目標に掲げ、女性委員の積極的な登用をお願いしてまいりました。

しかし、令和6年6月1日現在の区自治協議会の女性委員比率は、8区全体では増加しましたが、多くの区で目標の達成には至りませんでした。

区民の半分を占める女性の意見を地域のまちづくりに活かしていくためには、女性の登用を進めることが重要です。区自治協議会委員の次期改選にあたり、目標の45%を達成できなかった区におかれましては、委員構成の検討や推薦団体への積極的な働き掛けの提案を行うなど、女性委員比率の向上にご協力をお願いいたします。

【担当】

男女共同参画課 (内線 31061)
市民協働課 (内線 31102)

第10期北区自治協議会委員構成団体等について(案)

資料2-3

(順不同・敬称略)

No.	第10期構成団体案	第10期選出者	第9期構成団体	第9期選出者	委嘱年月日	終了(予定)年月日	第9期での任期回数	現団体で再任の可否	第9期委員資格	備考
1	松浜地区コミュニティ協議会		松浜地区コミュニティ協議会	菊地 徹			2期+2期	可	第1号委員 (10人) 3期まで	2号で2期
2	南浜地区コミュニティ協議会		南浜地区コミュニティ協議会	坪木 俊郎			1期	可		2号で2期
3	濁川地区コミュニティ協議会		濁川地区コミュニティ協議会	諏訪 俊章			2期	可		
4	葛塚中央コミュニティ協議会		葛塚中央コミュニティ協議会	小日向 克司			3期	不可		
5	葛塚東コミュニティ協議会		葛塚東コミュニティ協議会	飛鳥井 俊晴			1期	可		
6	太田ちいきコミュニティ協議会		太田ちいきコミュニティ協議会	佐藤 康子			1期	可		
7	コミュニティ木崎村		コミュニティ木崎村	阿部 勝幸			3期	不可		
8	岡方地区コミュニティ委員会		岡方地区コミュニティ委員会	前田 義憲			2期	可		
9	長浦コミュニティ委員会		長浦コミュニティ委員会	恩田 文雄			2期	可		
10	早通地域コミュニティ協議会		早通地域コミュニティ協議会	清水 博恭			3期+2期	不可		3号で2期
11	新潟市北地区スポーツ振興会		新潟市北地区スポーツ振興会	有田 一彦			2期	不可	第2号委員 (14人) 2期まで	
12	北区民生委員・児童委員協議会		北区民生委員・児童委員協議会	佐久間 沙都美			1期+2期	可		3号で2期
13	新潟市北区社会福祉協議会		新潟市北区社会福祉協議会	佐藤 茂充			1期	可		
14	北新潟地域づくり学会		北新潟地域づくり学会	清水 文桜			2期	不可		
15	新潟市食生活改善推進委員協議会北支部		新潟市食生活改善推進委員協議会北支部	小熊 美弥子			1期+2期	可		3号で2期
			新潟市北地区老人クラブ連合会	皆川 松一郎			1期	可		
16	新潟食料農業大学									
17	新潟食料農業大学									
18	新潟医療福祉大学		新潟医療福祉大学	渡邊 恵司			1期	可		
19	新潟医療福祉大学		新潟医療福祉大学	竹島 阿美			1期	可		
20	支え合いのしくみづくり会議		支え合いのしくみづくり会議	三浦 美穂子			1期	可		
21	協同組合北新潟商工振興会		協同組合北新潟商工振興会	石山 貴也			1期	可		
22	地区青少年育成協議会		松浜地区青少年育成協議会	寺山 則雄			2期	不可		
			にいがた北青年会議所	有田 竜太			1期	可		
23	豊栄商工会		豊栄商工会	横山 由美			2期	不可		
24	新潟市北区スポーツ協会		新潟市北区スポーツ協会	野口 友春			1期	可		
25	新潟市農業協同組合		新潟市農業協同組合	小林 幸子			1期	可	第3号委員 (6人) 2期まで	
26	NPO法人 森の会	藤田 絵実	人権擁護委員	伊藤 裕美子			2期	不可		
27	元亀田中学校長	遠藤 由美	元亀田中学校長	遠藤 由美			2期	不可		
28	地域教育コーディネーター		南浜小学校地域教育コーディネーター	日下 美穂子			1期	可		
29	公募委員		公募委員	川島 一豊			1期	可		
30	公募委員		公募委員	佐藤 哲夫			1期	可		選考により決定

※北区では運用上、1号委員は3期、2号・3号は2期までというルールを定めているが校長職経験者が見つからず、継続を了承いただいた。

資料 3-1

公募委員の選考等について(案)

【選考方法】

公募による作文及び活動歴を、全区統一の評価表により審査
様式は資料 3-2

【募集期間】

令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 10 日

【第 10 期公募委員作文テーマについて】

<参考>

第 9 期テーマ

「北区への私の思い、やりたいこと」

各区自治協議会で過去に採用したテーマ

- ・〇〇区のまちづくりについて思うこと
- ・〇〇区への私の思い、やりたいこと
- ・住みやすいまちづくりへの私の思い
- ・地域のまちづくりでやってきたこと、やっていること、やりたいこと
- ・私の考える〇〇区の課題と自治協議会委員として取り組みたいこと
- ・区民と区役所の協働について私の提案と私にできること
- ・私の考える区の魅力と取り組みたいこと
- ・私が考える区の宝物(地域資源)の活かし方
- ・私にとって暮らし続けたい〇〇区とは
- ・区自治協議会委員に応募する動機と区への私の思い

【周知方法について】

以下の内容のとおり、区役所だより(12月1日号)やホームページ、北区役所内の掲示板、市役所市政情報室で告知予定

附属機関等の名称	北区自治協議会
所掌事務	(1) 区の地域課題のうち、市長その他の市の機関によって諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、意見を述べること。 (2) 地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること。 (3) 区民等と市の協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めること。
委員任期	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
会議開催予定	全体会議を毎月1回程度開催(平日の昼開催で1時間程度) 全体会議終了後「部会」開催(全体会議終了後1時間程度) 必要に応じて、不定期に会議を開催する場合もある。 会場は主に豊栄地区公民館、北地区コミュニティセンター、区役所の会議室を予定
募集人数	2人(委員数30人中)
応募資格・基準日	令和7年4月1日現在において、北区内に住所がある満18歳以上で、本市の他の附属機関等の委員、市議会議員、市の職員となっていない人、及び北区自治協議会の公募委員として過去に2期(1期2年)活動したことの無い人
応募方法・期間	課題文(800字以上、1,200字以内)「区自治協議会委員に応募する動機(取り組みたいこと)」、 「活動歴」、住所・氏名・電話番号・生年月日を記入した用紙を添え、直接または郵送、FAX、電子メールで令和7年1月10日(金)午後5時(必着)までに応募してください。
選考方法	北区自治協議会委員で構成する「北区自治協議会委員推薦会議」において、提出された作文・活動歴を審査。(2月下旬に選考結果を発表予定)
問い合わせ・応募先	新潟市北区役所地域総務課企画広報グループ 〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号 TEL 025-387-1175 FAX 025-387-1020 E-mail chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
その他	委員には会議に出席した場合に、報酬(税控除前)日額3,000円をお支払いします。

資料 3-2

参考書式 活動歴

自由に記述してください	
<p>これまでの主な活動歴</p>	
<p>これまでに経験した活動の中で、特にアピールしたいこと（活動歴が特にない場合は、今後どのような活動をしてみたいか等をお書きください）</p>	

参考書式 評価表(案)

〇〇区自治協議会 公募委員【小論文（作文）・活動歴】

選考委員氏名： _____

採点項目【各項目5点満点】		応募者					
		A	B	C	D	E	F
小論文 (作文)	① 区民としての観点・立場が明確に表れているか。(問題意識を持ち、広い視点に立った議論が期待できるか。)						
	② 論点整理がされているか。(委員として筋道の通った分かりやすい論議が期待できるか。)						
	③ 独自性や優れた点はあるか。(全体的なバランスや独自性のある発想など、その人ならではの優れた能力、個性などが期待できるか。)						
	小 計						
活動歴	① これまでの地域活動・市民団体活動などの略歴及び功績(これまでの活動に基づいた、実践者としての議論に期待できるか。) ※ 活動歴がない場合は、今後活動してみたいことから、活発な議論が期待できるか。						
	小 計						
合 計 (満点 20 点)							
順 位							

※採点方法：採点項目に対する採点基準は下記のとおりとする。合格者の決定については、各委員の順位の和が小さいものから順に2名までを選考する。同点者がいた場合は合計点の多い者を選考する。さらに同点者がいた場合は活動歴の合計点が多い者を選考する。

※採点基準

・ 5点：特に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る